

第26回能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会（議事録）

- 1 日 時 平成27年3月20日（金） 13:30～15:30
- 2 場 所 能代市浅内自治会館
- 3 出席者 浅内自治会（原田恭三会長、原田毅）、小野沢自治会（小沼孝光会長）、能代南土地改良区（原田文宏理事）、浅内水利組合（平川悟副組合長）、能代の産廃を考える会（原田悦子事務局長）、能代市浅内財産区（大塚英和管理会会長、小野正博能代市総務部長）、能代市（小林一彦環境産業部長）、秋田県（佐々木誠生活環境部長）
- 4 議 事 能代産廃センター処分場ボーリング調査結果等について
（事務局で説明後、質疑応答）

<質疑の概要>

委員 昨年度行われた6月の協議会でもボーリング調査結果について報告があった。その時も申したが、掘削という2文字は出ていなかった。今回もどこをみても掘削を必要とする文言はない。2月の環境対策部会でも掘削は必要でないというような内容であったと思う。

県の方針として、調査の目的が何であったのか。また、この調査結果により我々が望んでいたことが実現できず、今後の対策としても、揚水井戸や観測井戸を作り、あるいは促進酸化施設を造るという考えで協議会に提案しているのか。次第によっては質問や議論を考えざるを得ないため、その点について確認したい。

県 これまでも住民からの要望もあり、それを受けた形で産廃特措法に基づく実施計画を策定し、平成25年3月に環境大臣の同意をいただいた。計画の中で、皆さんから要望いただいた初期の処分場の調査については、いくつかに分けて調査することとした。その理由は、初期の処分場に何が埋められているのか分からないまま、対策を進めていけるのかという疑義があったためである。調査したところ、前述の結果が出た。この調査結果を踏まえて考えると、今掘削する状況ではないと考え、部会に意見を求めたところ、部会からも異議なしとの意見が出た。最終的に、今までも住民と協議しながら対策を進めているので、協議会にこの考えを示しているところである。

委員 示されたものの、県として掘削をしないという方針は、固まったものなのかどうか、そこを尋ねている。

県 県としては、考え方を示した後、住民の意見を聞く考えである。

委員 住民の意見を聞いてとは言いが、部会で了承したような形になっており、協議会でその内容を報告するだけであれば、協議会という場が活かされたものではないと思う。その点について非常に不満を持っている。

先ほど、初期の処分場に何が埋められているか分からないためと言っていた

が、住民の要望は最初から初期の処分場はボーリングではなく、掘削することである。液状物が入っているドラム缶が残存しており、No.2 処分場では、No.1 処分場と違って掘削深度が浅かったため、深度を下げてもう一度調査し、掘ってほしいと言っている。

そうしたら、県は掘削するにも範囲や場所等明確でない状況ではできない。非破壊調査等を行わないが、ボーリング調査から始め、その前にガス調査はしなければならないということであった。初期の処分場に何を埋めているのかは、県が許可しているので、調べなくても分かっているからではないか。処分場に何が埋められているのかを調査するためにだけ、お願いしたのではない。私は液状物が入っているドラム缶がまだあると確信していた。SB-1 は、私が写真を撮っていた場所であり、手つかずであった。そこを、ボーリングしたらドラム缶が出たわけである。前にも話したが、この2年間の調査をしている間に、住民に掘るということを忘れてくれればいいと考えているのかは分からないが、我々が要望していることと、県がボーリングをする目的に大きなずれが生じた結果の報告ではないかということ強く感じている。

委員長 これまで取り組んだ調査結果を今一度まとめて説明をし、部会にも、廃棄物は連続的に存在しないだろうと説明しているので、その内容を皆さんにも説明し、御意見等を伺いたいと考えている。

委員 意見を伺い、その後どうするのか。我々の要望を取り入れ、この環境対策についても一度組立てることも考えて、意見を求めているのか。そうではなく、部会の内容報告だけであれば、この会の存続についても疑いたくなる。様々な意見を持っているが、その意見をどのように活かすのか。

委員長 調査結果の後に対策があることは御理解いただけると思う。その対策は、周辺環境に影響が及ばないように行うことが、能代産廃への対策の基本であり、対策を講ずる大前提は、昔から全然変わっていない。どのような対策を行うことが、効果的かというのが行政の課題である。

この能代産廃対策がどういう制度の中で行われているかということ、産廃特措法という最終処分場等の不適正事案に対し、特別に国の支援をいただきながら事業を行っている。あくまでも代執行という位置付けである。本来、事業者がすべきことができないため、行政が代わって対策するという枠組みで行っており、取り得る対策で最善のものを取りたいという行政の考えである。その中で、昔大量にあったドラム缶が地下にもあるのではないかという地元の方々の懸念に対しては、今回の調査で大量にないということを一定程度明らかにできたのではないかという説明があった。次の対策として、周辺への影響を及ぼさない限り、現行の対策をより進める方法を提案している。今回、特に注目しているのは、No.3 から No.7 処分場という今まで実態が分からなかった処分場である。御指摘のとおり、県が実態を分かっているのかはなかなかないのかと考えている。それは行政としてどうだというお叱りは十分受けなければいけないと思うが、皆さんから情報提供いただく等しながら進めるというのが大事だと思う。そのような枠組みの中で行っているため、どの対策が最善かということ議論していきたいと考えている。

- 委員 示された今後の対策以外に我々が提案した掘削しドラム缶を寄せることについても、今後の対策に入る余地はあると認識してよろしいか。
- 委員長 2つの対策があり、No.1、No.2 処分場というシートがない処分場に対する対策と、No.3 から No.7 処分場までのシート内に汚水が溜まっている状態のものを処理するという対策がある。
- 委員 今議論しても掘削については考えないということか。
- 委員長 その掘削というのは、No.3 から No.7 処分場の掘削と、No.2 処分場の両方のことか。
- 委員 現にボーリングしてドラム缶らしきもの、ドラム缶に液状物が入っているものが出てくる箇所がいくつかあった。
これから質問するにあたり、最初から掘削を考えていないというのであれば、質問の仕方や今後の協議会のあり方を考えなければならない。意見を言っても、県の意見は変わらないというのであれば言うて欲しい。
- 委員長 そのように考えていない。まず、シートがあった処分場のドラム缶と、ない処分場のドラム缶の考え方を県から整理させる。
- 県 まず No.1 処分場というのは、委員のお話のように、シートのない所にドラム缶が埋まっていたということである。平成18、19年には大量のドラム缶が出てきたが、その際には遮水壁も設置しておらず、揚水井戸も十分ではない状況で、撤去をした。その一方で、No.3 から No.7 処分場については、今日お話ししたように、資料の1ページに記載のとおり、保有水中にドラム缶が他の廃棄物と一緒に入っており、そこはシートで囲まれていて、遮水性がある程度確保されているという状況であるため、状況が違っていると考える。そうすると、No.3 から No.7 処分場についてしなければならないことは、今回試験的にNo.5 処分場で揚水したが、保有水を汲み上げて処理しなければならない。汲み上げることにより、今まで水中にあった、酸素が供給されない状況だった処分場に、変化が生じると考えられる。その変化は、汲み上げる水の水質などで見ていくことができるので、状況を確認した上で、今後のことを考える必要があると考えている。
- 委員 何回も同じことを聞いている。先程、遮水壁をしていないので、掘削撤去をしたと言っていたが、No.1 や No.2 処分場については、先に遮水壁をやらなければ、中を掘り起こしてかく乱させることはできないという説明であった。前委員が、遮水壁を設置したら他に手を付けなくなるから設置に反対と言っていたのを説き伏せたのが、遮水壁がないと場内の掘り起こしができないため、反対しないで欲しいと言った経緯がある。写真を見ると、南側の遮水壁の工事と同時に、No.2 処分場を掘削してドラム缶が出てきている。最初にドラム缶が出てきたのは、平成18年11月9日。当日は No.2 処分場の松林でボーリングしていたため、私もそこに居合わせ、数mボーリングしたら、凄まじい臭いが

噴き出したため、一旦止め、その隣をまたボーリングした。そのような経緯があるので、遮水壁をしていないから掘削が必要であったというのは、合わないと思う。

県 当時は、東側に遮水壁がないため、掘削する前のボーリング段階からドラム缶に穴を開けてしまうと高濃度の化学物質が蒲の沢・南沢方向に流れるという懸念があった。それを防ぐため、遮水壁の未設置部分に揚水井戸を並べて設置し、地下水を汲み上げることによって、東側への影響を防ぎながらボーリング調査をし、その後、掘削・試掘をしたという経緯だと考えていた。

委員 私の記憶からすれば、平成18年7月10日に、No.2 処分場をボーリングした。そこを掘りつつ部会の専門家からの意見があって、同時に東側の揚水井戸を組み込んでいかなければいけないということもあり、様々に対策は取られながら、ドラム缶が次々出てくるという、戦々恐々とした状況の中行われていたと思う。だから、平成17年11月18日に部会が開かれ、同年11月23日に協議会が開かれて、徐々に揚水井戸を掘り、ボーリングをし、掘削調査をし、一方で遮水壁を大館沢方向から設置していた。そのような経緯があったと私は思う。No.2 処分場はシートがないため安定型だとしても、調査した他の処分場、No.3 から No.7 処分場については、遮水シートがあるという。工事中的ごみが先だったとか、シートを打ち込んでいる写真を私も持っており、県に見せたと思う。本来ならば、管理型の処分場として県で許可しているのであれば、それらの処分場には遮水シートがあるかもしれないが、ガス抜き管や浸出液の集水管、それらを集めていく浸出水の処理施設への配管には、今回のボーリングの間隔では、突き当たらなかったのか。

県 焼却炉付近の No.3、6 処分場は、現在、コンクリートで蓋をしているような状態だと思うが、現況からしても水を抜くところはないと考える。北側の処分場の No.4、No.5、No.7 処分場については、工事の写真もあるが、底面に水抜き管を埋めているようなものもあり、その一角にポンプを設置して水を揚げていただろうと考えている。ただ、現在は、No.7 処分場には一部ヒューム管が露出しているようなものがあるが、No.4、5 処分場付近にはないので、いつの時点か不明だが、水を汲むのを止め、埋めたと考えられる。

委員 処分場に何が埋められているかの調査には、種類も判別していかなければならないので確認している。水抜き管であれば安定型処分場にもある。

県 No.8、No.10、No.11 の南側の処分場については、下に管を入れ、浸出水を抜くような構造になっている。ただし、No.7 処分場までは管が一番下に入っていて、1か所に集めてポンプで汲み上げるような状況であると考えられた。現在は汲み上げられていないので、保有水が溜まっていると考えている。

委員 No.3 から No.7 処分場までは、処分場の類型としては何型なのか。

県 管理型と考えている。

- 委員 構造からすると、管理型という説明には不満が残るが了解した。
次に3ページの図面、この横断面図中、SB-1、10Bでドラム缶を確認している。ここの想定本数というのは、どういう意味なのか。ドラム缶の存在が確認された本数なのか、それとも別の意味があるのか、教えて欲しい。
- 県 コアの写真に空間があるが、これはコアが採れなかった区間である。また、中に仕切りがあるが、この区間は掘っている間に廃棄物の感触はあったけれども、結局コアは採れなかった箇所である。その両側は、完全に抜けた状況になっている。よって、SB-1については2本分と想定した。10Bは、その区間が1回だけという意味である。その区間の上と下のドラム缶の破片が確認できなかったので、想定としている。
- 委員 2本あるのではないかと想定したということか、理解した。今後の対策を考えるに当たり、今回のボーリング結果と平成18、19年の現場写真等も参考にしたか。
- 県 平成18、19年の写真や、出てきた状況については、当時の掘削範囲の図面を参考にしながら今回のボーリングを進めている。当時はドラム缶が大量にあった。今回のボーリングの数の密度というのは、国の基準の倍であるため密度は4倍になり、その間隔でもドラム缶様のものがあつたのは2か所であつた。この結果から、当時のように大量のドラム缶が固まって存在するのではないと判断している。
- 委員 平成18、19年のボーリングの間隔、あるいは電気探査やガス調査の間隔は大変狭く、今回のように15mではなく、1m程度の間隔で調査が進められた。そのような調査をしたが、ドラム缶に突き当たつたのは、あの時で2本だけであつた。前回の25回協議会の時にも言つたが、国の制度に基づいた調査の間隔よりもさらに密度を濃くしているとは言ふものの、あくまでもボーリング調査は点であり、ピンポイントの調査である。
前回のように多くの地点を調査してもボーリングで出てきたのは、たった2か所だけだつたはずである。それでも、No.2処分場の1か所を掘削したら、2mも掘らないうちにガスが噴出してきた。
- 委員長 今の話は、図面にオレンジ色で示している平成17年のボーリングのB-W6のことだと思う。このB-W6でガスが出て、それから全部掘り進んでいって、法面にあるものを全部除去していったら、この紫色まで全部広がっていったという状況であつた。確かにB-W6では見つかったが、この北のB-W4とB-W5にはなかつたようである。
- 委員 この北側の土地は、昔は山際にある土地境の土手であつた。だから、そこにはなかつたと思う。隣の家の山と能代産廃処理センターとの境界の所にある、あるいは能代市道との境界にある土手である。
- 委員長 今回も北側の6Bや9Bでは何もなかつた。

委員 それはそうだが、No.2 処分場でボーリングし、掘削したら2 m 程度でドラム缶が出てきたのが、平成18年11月9日だった。したがって、どうして多数のドラム缶がないと言い切れるのか聞きたい。確かに1本だけしか突き当たらなかったが、掘っていくと20数本程度見えた。そしてそれを撤去したら、また下にあった。

委員長 確か、整然と並んでいた。

委員 それをまた掘り出したら、今度は、周りのえん堤側に広がっていて、中国の兵馬俑のような形になり、10×10本も整然として存在していた。そのような状況のドラム缶が多数あったのに、斜めになっている、変形している、だから本数が少ないという判断をするのはあまりにも拙速ではないか。

委員長 今、委員から話があった地点でボーリングをしたらガスが出たと。それから掘り進んだところ、ドラム缶が整然と大量にあった。そのため、今回は、その範囲も含めながらやってきた。間隔が15 m でいいのか、1 m でなければいけないのか、意見はたくさんあると思うが、前回のドラム缶を除去した底もちゃんと見たということからすると、ドラム缶は大量にはないと考えられた。

委員 なぜSB-1を起点にしてボーリングしてほしいと言ったかということ、そこを私達が硬い棒で突き刺したが、油状の土砂は硬くなっているため突き刺せなかった。そこが、ちょうどトラックスケールがあった真下の部分であったので、やり残している、あるいはさらに深く掘ればあるのではないかという考えから、掘ってもらった。

委員長 最初の1本はさらに深くにあったと考えられる。

委員 それが、今回のように1回目が出てきたところである。

委員長 1回目が出てきたので、万が一その下に大量にあれば大変なので、さらにその範囲を調査しようと考え、追加でボーリングしてきたという流れである。

委員 追加でボーリングしても、間隔は数 m 離れるだろう。

委員長 こちらとしてもできる範囲で対策はしているが。

委員 直径が5、60 cm のドラム缶が10本あったとしてもたいした大きさではない。前回の掘削では、あるのが確認されたら、それを撤去するというものであった。その1本を取り除くと、さらに両脇に次のドラム缶があった。だから、いくら掘ってもドラム缶が出てくるという状況だった。ここにあるのは横倒しになっているドラム缶が1本や2本だから、これを根拠に多数のドラム缶がないと判断するのはどうだろうか、掘ってみなきゃ分からないと考える。現にそこで液状物入りのドラム缶がある。

委員長 当時17年から始まった大量のドラム缶というのは想定外のことであり、試掘し、それを措置命令かけて寄せなさいという命令をし、掘って広く行った。おそらくNo.1処分場は地山が出るくらいまで掘った。

今のNo.2処分場は6.5mしか掘っていないため、住民のさらに地下はどうかという心配や不安がその後も消せなかった。もし住民が心配しているとおりに、そこに大量のドラム缶があれば同じことを行うつもりである。しかし、今回は濃密度な調査を行ったが、かつてのようなほどでないと考えた。

委員 大量になれば掘ることができないのか。であれば、今後の対策とした観測井戸や揚水井戸を設置して、汲み上げに何年かかるのか。

委員長 しばらくかかると考えられる。

委員 何年かかるとは言えないだろう。

委員長 古い処分場で、No.3からNo.7処分場の未処理の汚水が、昔のまま溜まっていることが今回新たに考えられた。ようやくそこに来年から本格的な処理の手が入ることになった。

委員 それはやってもらわないと困る。

委員長 そのようなことはきちんとする必要があるが、時間がかかる。10年以上は必要だろう。

委員 10年以上ではないだろう。変形したドラム缶の中身はどのように取り除くのか。SB-1等にドラム缶がなぜあったと考えるか。業者が埋めたからということではなく、なぜあったと考えるか。平成18、19年のときに除去しなかったということか、あるいは当時には見つけられなかったのか。

県 平成18、19年は、最初試掘ということで始めた。その後、次々と見つかっていったため、19年度に本格的な撤去工事を始めている。それから、当時は全部埋まっているものをすべて掘り返し寄せるという全量撤去の考えではなく、あくまでも試掘調査の延長という考えだった。そのため、B-W6で出たドラム缶が確認された掘削底面と同じ高さで横に掘っていった。それより地下については調べていない。そのため、今回は地山が見えるまでボーリングした。

委員 平成17から19年の調査では不十分だったのでないか。他の処分場も同様だが、No.2処分場については、県が観測井戸と揚水井戸、促進酸化施設の設置により対策すると言っているが、そうすることにより第1帯水層地下水は汲み上げることができる。では第2帯水層地下水はどうするのか。

県 第2帯水層地下水についても、変更実施計画では、周囲に揚水井戸を設置し汲み上げ、第2帯水層の汚染を拡散させないようにすると計画している。

委員	何年かかる見通しか。
委員長	約束できないが、来年から今まで処理が十分でなかった1, 4-ジオキサン対策の施設を5億円程度で建設予定である。その施設ができることにより処理が格段に進むと考えているので、水質浄化の状況を住民に示せると思う。県が手離しているのは、いつになるかは分からないが、維持管理を継続していく。
委員	県の職員も代替わりし、我々委員も代替わりしていく。市も精通している職員は他の部署に異動したり退職したりしている。
委員長	県の職員でも担当歴が最長で12年であった。そのため、協議会等で、住民からいろんなことを教えていただかないといけない。県が取り組む姿勢も、担当が代わったから変わった等指摘されるとよくなく、住民と意思疎通もしづらくなるので、指摘を受け、しっかり対応するのを基本にしながら進めていかなければならない。
県	委員のおっしゃること十分理解できる。そのため、若い職員に引き継いでいかなければいけないと考えている。能代産廃で起きた問題等、環境行政に携わる職員は忘れてはいけないと、次世代に伝えていくことを考えている。
委員	<p>第1帯水層や第2帯水層の汚れ、ボーリングを点として捉え面として捉えていないこと、今後の維持管理に長い年月を想定すること、ドラム缶が存在したことから先のボーリング調査では不十分であったこと等を考えれば、井戸を設置し、何年かかるかわからない対策を後に繋げていくのは難しいのではないかと。この産廃に携わってくる若い人は少ない。</p> <p>委員長が昨年の6月の協議会中に、掘り残しがあれば取り除くのが対策として最善という内容で確か発言している。そのように発言していたと思っていたが、新聞報道でそのような記載がなかったことから驚いた。報告のみの協議会であれば、今後出席しないと考えている。国からの支援のために住民の意見が大事と言っても、意見が活かされないのであれば意味がない。秋田県は掘削するとは言わず、遠回しに解釈されるように説明していく。住民の総意として、現在確認されている液状物入りのドラム缶がある処分場については、掘削をしてもらわねば困る。前委員も同様のことを話していた。県を信用することを前提としてここまでできているのだから、今日は県から、掘削するとの発言を望んでいる。</p>
委員長	県は国から補助を受け、事業費の3分の2は県税を使って事業を実施しているが、県が能代産廃の環境保全対策を行う上で最低限の条件がある。それは周辺環境に影響を及ぼさない範囲で代執行することである。本来は事業者が対策しなければならない。周辺への影響を及ぼさない範囲で代執行する場合の対策として、処分場の周辺を遮水壁で覆い、内部で水を汲み処理するものであり、結果かつてのような汚染物質の流出は改善されている。一方、場内の対策をどのように考えていくのか課題である。そのため、2つの対策を考えている。一つ、シートがある処分場については、現状ドラム缶から漏れた油状物が中に溜

まっついているとすれば、それを水処理し、どれぐらいきれいになるか見極めたい。一方、No.2 処分場の下には全くドラム缶がないと言えないが、見立てたところ、かつてのように大量にあると考えられない。現段階でドラム缶が1つあったが、それを撤去するという措置命令をかけることは難しいのではないかと考えている。

しかし、この調査は国から同意を得た計画にそれぞれの処分場の性状に応じた対策を行うことという意見が付されたため行ったもので、国の外部識者にも結果を報告し、対応について協議していきたい。本日いただいた意見も踏まえ、検討していきたい。

委員 多数のドラム缶がまとまって埋まっている状況は確認されなかったとの説明だが、ドラム缶の周辺がそのような状況であることの根拠はどのように確認したのか。

委員長 ドラム缶は存在したが、昔のように大量に並んでいれば、ボーリングした箇所から連続で見つかっただろうと考えられるので、大量にある可能性は少ないと考えた。

委員 県はボーリング地点を点として捉えているため、そのような考えになる。以前は掘ったところにドラム缶が広範囲にわたり埋められていた。No.2 処分場は、昭和57年に警察の摘発を受けた場所であり、当時在ったドラム缶は行方不明である。その行方は把握しているのか。

委員長 当時、県が現場に立入した写真等はなく、そのような状況が把握できるものがない状態であり、半年ぐらいかけて聞き取りした経緯もある。この点については、お詫びしなければならない。

委員 この件で責任を取った人はおらず、能代市の一般廃棄物に係る届出の不備により事業者は5万円の罰金で済んでいる。警察の摘発を受けたドラム缶は行方不明であり、業者が県に提出した図面上の位置とはかけ離れた場所から、意図的に並べたと推察できるような形でドラム缶が大量に出てきている。

委員長 そのような状況が平成18、19年に明らかになり、環境行政職員の一人として状況把握できなかったのは反省しかない。昔の地形図を見ると、当該地は沢であった。今お話されている地点周辺というのはもともと沢であり、現状の地盤とするには何かを埋めてないといけない。おそらく埋め立てたのは、瓦礫等の廃棄物、さらにはドラム缶かもしれない。そのため、それらをできるだけ除去するという姿勢には変わらない。ただ、大量なものへの対策かどうかという点で、環境保全対策としての捉え方も一考いただきたい。

委員 言っていることが理解できない。そもそも特措法の成立経緯が1千億円単位の不法投棄を原状回復する目的であったはずだ。秋田県のように該当したのが香川県の豊島や青森・岩手県境のような不法投棄であるが、秋田県の場合は県が処理業の許可をした業者であろう。

委員長 秋田県の場合は、処分基準違反に該当する。

委員 県が国から補助を受けるためにこちらが妥協したことも何度かある。そのようにして我々も協力している。大館沢への雨水放流についても、能代産廃の水だから受け入れたくないと主張する方もいる中で、県に協力してきた。今回は、住民が強く要望していた平成17から19年で途切れた掘削について、もう一度やってほしいと長い間途切れなくお願いしてきた要望に答え、県はボーリングをしたと我々は考えている。しかし、資料中に掘削の文言は全くなく、その判断基準にも疑問を持っている。掘削すると言って欲しい。

県 委員の発言も理解できるが、委員長が話したように県としては能代産業廃棄物処理センターへの対策を進めなければならない。対策にこれから先どのくらい時間がかかるか分からないが、周辺環境に影響がないよう対策を進める必要がある。現状の遮水壁内部の汚染については、第1帯水層は汚れていて、第2帯水層も少し汚れていることが分かっているので、これらへの対策も必要である。そうすると、能代産業廃棄物処理センター全体の環境保全対策を考えなければならない。平成18・19年のような大量のドラム缶が残存している状況であれば、全体の環境保全対策に影響するものであるので取り除く必要があると考える。しかし、今回の調査では大量にはないと考えられたので、1か所にあるものを取り除くよりも、全体の浄化をどのように進めるのかが最優先と考えている。

委員 そうではない。

委員 先程から議論が堂々巡りだが、能代産業廃棄物処理センターを人の体に例えると、今ガンが見つかったのをそれを摘出しなければ、ガンが転移することも考えなければならない。県は方法や優先順位を考慮しているが、揚水井戸での汲み上げ等の対策ではなく、ガンであれば医学的には摘出するのが先ではないのか。それが悪さをしている原因であるので、大量にあるというのや1つしかないというのでは議論の方向性が違うのではないか。

県 ガンという例えであれば、No.2 処分場だけが問題ではなく、かつて処分場だったところ全体が今問題である。

委員 それは県が特措法を運用していくための都合である。本来、能代産廃は特措法の適用外ではなかったのか。能代産廃の一般廃棄物に係る議論は以前したもの、県が説明しているのは特措法に基づいた対策をすることが大前提になっているのであって、今回の調査でドラム缶がまとまって存在していないという判断根拠が不明である。

委員長 ドラム缶があれば、すべて取り除けということか。

委員 そのように言うてはいない。

- 委員長 ドラム缶を埋め立てる行為は処分基準に違反しているので、1個でも寄せるという意見もあると思う。しかし、特措法で事業を行うためには、周辺への支障を防ぐために必要な対策を取るよう措置命令をかけなければいけない。
- 今の県の対策では、周辺への影響については、処分場を遮水壁で囲んでいるので、一定程度周辺への影響が抑えられると考えている。遮水壁内側で今回の調査によりドラム缶があったと分かったが、県も言っていたとおりこのドラム缶に対してどういう対策をとるべきかを考える必要がある。意見として取り除くという対策もあると思うが、全体的な影響としては判断しにくいものであることから、例示するとすればドラム缶を発見した箇所付近に揚水井戸を設置し、地下水を汲み出すことで浄化を図るという対策もあると考える。ドラム缶を撤去するという議論になれば、ドラム缶の量やそれによる環境への影響の有無等を判断するという手続きを踏みながら、結論を導かなければならない。特措法の計画でも、以前のドラム缶の撤去により、一定程度支障は除去されたと判断し、対策が練られており、合理的な対策を進めていかなければならないということを御理解いただきたい。
- 委員 措置命令をかけても、相手の事業者は履行できないのではないか。
- 委員長 措置命令をかけなければ、県が行政代執行で環境保全対策を行うことはできない。
- 委員 委員長の話でだんだん地下水の汚染が少なくなったという話があったが、以前ドラム缶を撤去したことによる影響があるのではないか。
- 委員長 当時はドラム缶が大量にあったので寄せなければ、対策に大きく支障をきたす異常な状況であったので寄せた。その効果は、少し出ていると思われる。
- 委員 維持管理上でも、期間等が短縮されていると考えられる。
- 委員 ドラム缶があるのなら取り除けばよいのでは。そうすれば、汚染も軽減されていくのではないか。
- 委員長 今回の調査では以前調査した場所をもう一度掘っているので、調査として十分かという意見もあるだろうが、深度は以前よりも深くし、範囲も以前より東側に広げている。
- 今後、観測井戸も設置する予定であり、水質のモニタリングも継続していくので、設置した井戸に影響があれば対策の中で考えていく。
- 委員 長期戦になるのだろう。
- 委員 理解できない。
- 委員長 長期戦になることは覚悟して、平成10年から対策に着手している。県が事業を継続している限り、対策を終えることはない。

- 委員 それにしても措置が遅いのではないか。
- 委員 以前の掘削の当初予算はドラム缶10本程度を予測していたので一千万程度であった。その後、掘ってみるとドラム缶が広範囲に渡り存在していた。ボーリングして、積み重なったドラム缶はなかったかもしれないが、横の広がりはどうなのか。
- 委員長 今回は15m間隔でボーリングを実施した。以前の掘削時であれば、15m程度は連続して埋め立てられていたと記憶している。
- 委員 15mとはいっても、その15m間でドラム缶がないとはいえないだろう。
- 県 1本のボーリングのみではその周囲の状況が分からないというのは、委員のおっしゃるとおりである。そういった状況をできるだけなくすため本数を多くして細かくボーリングした。SB-1の周りは分からないといえそうであるが、以前の掘削したときのドラム缶の広がり幅は20m、高さ15mの範囲であり、今回の調査ではそのような状況ではないと判断している。
- 委員 確信を持って言って欲しい。
- 委員長 環境保全対策の基本的な考えとして、周辺環境に影響がないようにするという大前提は変わらない。その中で1個あっても何個あっても寄せてほしいという住民の気持ちは理解できるが、実際に取り得る対策は合理的なデータにより判断して、必要な対策を導く必要がある。今回は過去の廃棄物層の状況を見ていくと、No.2処分場の東側もやってほしいと御指摘があったため、東側もボーリングしたがそこには全くなく、同様に西側についてもなかった。北側についても、先ほど昔地山という話があったがそのとおりであり、ドラム缶はなかった。そのようなことが明らかになり、例えば撤去という対策を環境保全対策の中で考えるには、一定程度の量的な根拠が必要と判断した結果、今回は観測井戸の設置により周辺の地下水位の変動を捉えることによる対策を提案している。
- 委員 そのような対策をしている間に第2帯水層まで汚してしまっている。
- 委員長 能代産廃センターの対策では、御指摘のとおり当初想定していなかった第2帯水層の1,4-ジオキサンによる汚染が発覚した。昔から問題提起されていたベンゼン等は遮水壁の設置により、第1帯水層までで汚染が止まりそれを汲み上げることで対策できたが、1,4-ジオキサンは性質が違うのでその対策が今最大の懸念となっている。1,4-ジオキサンの対策も平成27年度から処理施設の設計等の業務に着手できるので、今後は汚染地下水の処理も進んだというデータが示せると思う。
- 委員 そのうち委員も示されたデータについて理解が進まなくなるのではないか。

- 委員長 皆様にごできるだけ早目に効果が見えるような、県が真摯に取り組んでいる対策の結果を示せるようにしたいと考えている。
- 繰り返しになるが、県が対策を取り得るには周辺環境に対する影響が出ているかどうかというところで、状況に照らした合理的な対策を取る必要がある。それを国の補助金の関係もある中で、組み立てるという対応になっていることを御理解いただきたい。
- 委員 県の都合のみで理解できない。
- 委員 多数のドラム缶がまとまって存在すると考えていないということで、以前掘削してドラム缶が出てきた範囲や距離、厚み等で判断したとのことだが、今回の調査でどのぐらいの量があると考えているのか。
- 県 量については、13か所のボーリングを行い、そのうち2か所からドラム缶が出てきたということから考えると、以前撤去したドラム缶の量から比べたら遙かに少ないと考えている。
- 委員 では、どの程度が大量と考えているのか。
- 県 先ほどから話のある平成18、19年のような状況を想定している。
- 委員 それほどの量があったら大変である。
- 委員 話を聞くと50年や100年かかるような計画であるが、考え方を改めてブロックごとに土を入れ替えて、廃棄物を取り除くという考え方で処理すればどうだろうか。
- 県 その処分場には埋めてはならないものが入っていて、それを取り替えないといけないにしても、第1帯水層や第2帯水層が汚染されており、そこまで取り替えるのは不可能である。取り替えるのであれば、それらをすべてしなければ意味がないと考えている。そうであれば、時間はかかるが、外への汚染を広げないように、現状のまま維持管理していくことが対策として考えられる。
- 委員 しかし、地下水の上に有害な廃棄物がありながら、その水を処理してもどうにもならないのではないかと。まず、有害な廃棄物を除き、土の入れ替えをした後に水処理をしていくべきではないか。
- 県 その場合でも水処理を同時に進めないといけない。そのような方法を探っている自治体も実際にある。
- 委員 そうすれば有害な廃棄物は明らかにでき、対策に50年や100年かかるのであれば、水処理を継続しながらブロックごとに土を入れ替えればいいのではないかと。

- 県 対策の考えとして、処分場の汚染については、水を上から流すことによる洗い出し効果によって浄化を図り、地下では地下水を汲み上げて浄化するという現場内処理を基本として行っている。その中で、上部の土の入れ替えをすることにより、環境影響が出ると考えられる。例えば、平成18、19年の掘削時にはドラム缶を持ち上げただけで中身が流れ出たということもあるので、リスクはそれなりにあると考えている。
- 委員 途中でドラム缶が破損することもあるだろうが、結果として長期間モニタリングするよりもそれが良いと考える。
- 県 維持管理は継続していかなければならない。
- 委員 まず先に廃棄物を撤去する考えではいけないのか。出てきた汚水を処理するだけでは、対策がいつ終わるのか分からない。
- 委員長 廃棄物を雨水で洗い流して出てきた汚水を処理する現場内処理という方法で県は対策している。
- 委員 その対策でいつまでに終わることができるのか。
- 委員長 能代産廃の行政代執行は平成10年から開始され、そのころ有害物質として特徴的なのがベンゼンであった。ベンゼンについては洗い出し効果により、着実に対策として成果を上げていた。しかし、平成21年頃に1,4-ジオキサンが新たに規制対象に加わり、1,4-ジオキサンは他の有害物質の物性と異なり水に溶けるので、広範囲に汚染が広がっていた。1,4-ジオキサン対策というのが、能代産廃の大きな課題の一つであったが、促進酸化施設の整備により、ようやく対策を取れる段階に進んだ。対策は何年までかかるということは約束できないが、着実に良くなっているということを示すほかない。あるものを寄せるということもあるが、効果的な対策として現場内処理を選択したので、成果を確実に出すよう示していきたいと考えているので、この対策についても御理解をあらためてお願いしたい。
- 委員 和解は、廃棄物の全量撤去が安定的にも財政的にも厳しいことを前提にしたものだったので、全部寄せてほしいがそうは言わない。
先程から水質が良くなったと話しているが、それはデータの数値によるものなのだろうが、地下の汚染が雨によって希釈されたということも考えられる。廃棄物についてはすべて撤去して欲しいと言いたいが、先述の事情も譲歩し和解したので、最低限問題のある処分場についてはしっかり対策して欲しい。
- 委員長 問題のある処分場で、今回の変更計画では御指摘のとおり No.3 から No.7 処分場と今まで全然手を付けていなかった処分場の実態が明らかになったので、その部分については対策をとる。御懸念の No.2 処分場については、観測井戸を設置することで、水質のモニタリングによりドラム缶の破損について把握し、対策を講じていきたいと考えている。

- 委員 以前から比べるとうまくやっている。このような協議会を開催すること自体が前進と評価している。しかし、今互いの信頼関係がずれていると強く感じている。撤去したドラム缶が搬出されるのを見ているが、流れ出た中身も新しいドラム缶に入れて処理しているので問題ない。こちらとしては、ドラム缶が地下に残ったままになるのが、どうなるのか分からないので非常に怖い。
- 委員長 今回の2月県議会においても、能代産廃や協定を基にできた地域の方々との協議会を今後どうするのかと知事に問いかけた質問があった。その回答にも、地域の方々にはしっかり情報提供して、意見を踏まえて理解を得ながら対策を進めるとあるので、それが県の基本的な姿勢であることを御理解いただきたい。今回提案しているのは大量にないとの判断で、観測井戸を設け、水質の変化を確認していくものであるし、県が手をかけなくてもいいぐらいまで良くならない限りは、代執行は続けなければならない。そこは県が継続的に約束を守って環境対策をすることを御理解いただき、見守っていただきたい。
- 委員 何度も聞いている。県が代執行しなければならないものであるし、この原因は県の不始末によるものと思っている。
- 委員長 県の担当者による当時の廃棄物処理法規定上の現地調査や指導、処分等が不十分であったので、起こったこととは考えている。そのままではいけないので、措置命令をかけて行政代執行として今でも対策してきている。そのようなことを踏まえてしっかり対策をとっていきたいと考えている。
- 委員 量は少ないものの、掘削し撤去するということが一番良いと思うのだがどうだろうか。
- 委員長 撤去については、業者に措置範囲を明確にして措置命令をかけ手続きを踏むことでできることである。措置命令は周辺への影響がないようにしなさいということ、もう一つがドラム缶を寄せることと、遮水壁を設置することといった内容である。この措置命令は事業者が履行しなかったので、代執行として県が代わりに行っている。今後掘削するとすれば、量を明らかにしないといけない。
- 委員 産廃特措法等の関係がいろいろあると思うが、素人考えで掘って撤去することはできないものか。
- 委員 調査や掘削は産廃特措法と関係なく、県の単独事業として行ったのではないのか。
- 委員長 調査については、産廃特措法の対象ではない。対策としてする事業が産廃特措法の対象になる。今回のボーリング調査は県の単独事業として行っている。産廃特措法の中での対策は、例えば古い処分場に揚水井戸を設置し汚水を汲むこと等が該当する。
- 委員 揚水井戸の設置ではなく、掘削する必要がある。いつも観測井戸等の設置が

先である。そうではなく、掘削した後に観測井戸等が必要になるのではないか。

委員長 皆さんが抱えているのは、以前大量の廃棄物を撤去したさらに地下において、残存しているものがあり、No.1 処分場は地山まで No.2 処分場は掘っていない平成 18、19 年の代執行が不十分であるという懸念だと思う。それを踏まえ今回は土壌調査やボーリング調査により、さらに地下の状況把握を行い、一定程度大量ではない状況での対策を取り得ると考えており、様子を観測していく中で、当面对策について御理解いただき見守っていただきたいと考えている。

委員 県は掘ると言わないのだろう。

委員長 今まで県が行ってきた対策は、産廃特措法の枠組みで能代産廃の環境保全対策として、国から補助金を受けながら行っている。環境保全対策の処理の方法として、全量撤去や現場内処理、廃棄物に蓋をしてそのままにしておくという 3 つの方法がある。香川の豊島や青森・岩手県境では全量撤去しながら、土壌の処理も実施している。能代産廃では、汚染水を処理するという現場内処理の方法をとり、水を洗い流して浄化していく方法であるため、時間はかかる対策であるが、県が責任を持って対策をしていることに御理解いただきたい。

また、産廃特措法の枠組みで補助対象と認められるのは周辺への支障を防ぐ対策を講ずるものに対しての支援制度となっている。能代産廃においては、業者に措置命令をかけ、周辺への影響を抑えるために周囲を遮水壁で囲う対策をした。今回は対策の継続を認めてもらう中で、地元からの要望に基づいて、初期の処分場に対する調査ということで、ボーリング調査を実施した。結果、処分場の遮水シート内に処理すべき汚水があることが明らかになり、それへの早急な対策も県では考えている。

加えて、No.2 処分場内に残存しているドラム缶は 0 ではなかったことも明らかになった。ボーリングした 13 本中 2 本、それらしいものがあつた。しかし、昔のようにドラム缶が積み重なっている状況ではなく、横の広がりも大量にある状況ではないと判断し、環境保全対策部会に諮っている。しかし、ドラム缶が破損する等の御懸念もあると思われるので、発見されたドラム缶の近くには観測井戸を設置し、地下の状況を監視する体制をとりながら、対策を進めていきたいと考えている。今後、1、4-ジオキサンの処理施設の本格的な建設に入るので、目に見える形で環境改善が進むよう取り組んで参りたいと考えているので、皆様からの引き続きの御理解を賜りたい。

委員 能代の産廃を考える会は今日で協議会から離脱する。

委員長 以上で、第 26 回能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会を閉じる。